

入門編 考査

氏名	
----	--

※全ての問題について、令和7年4月1日以降の建築基準法の手続き等について、正しいものに○、間違っているものに×を記入してください。

省エネ適合判定・・・建築物省エネ法に係るエネルギー消費性能適合判定

【問題1】

2階建ての一戸建住宅新築工事について、仕様規定のみで構造安全性を確認するものなので、確認申請書類に仕様表を添付したため、基礎伏図、小屋伏図、各階床伏図、2面以上の軸組図を添付しなかった。

回答欄	
-----	--

【問題2】

令和7年6月30日に着工の2階建ての一戸建住宅新築工事の確認申請を6月1日に申請した。

回答欄	
-----	--

【問題3】

令和7年4月1日以降、都市計画区域外での木造2階建て、延べ面積120㎡の瓦屋根の瓦のみ全面葺替えなので確認申請は不要である。

回答欄	
-----	--

【問題4】

一戸建て住宅のこども部屋の採光が 1/7 確保できなかったため、代替措置で床面から 30lx の照度の確保できる証明器具を設置した。

回答欄	
-----	--

【問題5】

引き違い窓の換気に有効な部分の面積を、有効窓面積に1/2を掛けて計算した。

回答欄	
-----	--

【問題6】

構造を仕様規定により法適合させたが、計画を変更し壁量が減少したが、仕様規定のみで法適合ができず、構造計算により法適合を確認する場合、計画変更の手続きが必要である。

回答欄	
-----	--

【問題7】

改正建築基準法の完了検査の手続きについて、特定行政庁の完了検査の前に、建築主から使用を開始したいと要望があったため、完了検査受検前に施工者が使用開始を承諾した。

回答欄	
-----	--

【問題8】

改正建築基準法の構造規制について、改正法施行後、旧基準の壁量基準等は一切使用できない。

回答欄	
-----	--

【問題9】

令和7年3月31日に地鎮祭のみをし、4月1日に地盤改良工事の工事の着手をしたので、省エネ適合判定は申請しなかった。

回答欄	
-----	--

【問題10】

都市計画区域外で、令和7年3月31日までに工事着手をした場合、完了検査申請は不要である。

回答欄	
-----	--